

職内第149号

昭和45年4月1日

府立学校長 殿

大阪府教育委員会教育長

精神疾患の取扱いについて（通知）

このたび教職員が精神疾患により療養を要する場合の取扱いについて別添のとおり職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）および職員の給与に関する条例の運用について（昭和41年1月17日付け大人委第533号）の一部がそれぞれ改正されたので通知する。

貴職におかれては、この制度の趣旨をじゅうぶん理解され下記事項に留意のうえ所属職員に周知徹底し、その取扱いに当っては、遺漏のないよう配慮されるとともに、じゅうぶん府教委と連絡を密にして措置されたい。

記

1. 対 象

専門医（2人以上とし、うち1人は国公立病院の専門医とする。以下同じ。）により精神疾患と診断され、療養を要する者とする。（精神疾患の範囲については、別添給与条例運用通知の一部改正を参照）

2. 期 間

(1) 3年以内の休職とする。

なお、精神疾患の診断があった場合は、原則としてただちに休職発令を行なうが、専門医の診断書をとるための期間（90日以内）は、病気欠勤の取扱いを認める。

3. 給 与

(1) 休職期間が満2年に達するまで給料、扶養手当、調整手当および期末手当のそれぞれ100分の100を支給する。

(2) 昭和45年2月12日現在、すでに精神疾患により休職中の者である場合は、2年からすでに当該休職していた期間を差し引いた期間について、給与、扶養手当、調整手当および期末手当のそれぞれ100分の100を支給する。

4. 手 続

(1) 校長は、精神疾患により療養を要する者がある場合、専門医の診断書に校長の意見書（副申書）を添えて府教育委員会に提出するものとする。

(2) 当該休職発令については、一般疾病による休職の場合と同様とするが、発令通知書余白に次の

とおりに朱書する。

「給与条例第29条第3項適用者」

- (3) 当該休職者の復職については、一般疾病による休職者と同様診断書のうち、1通は必ず国公立病院の専門医の診断書とする。